

様式第10号（第11条関係）

都城市指令第2142-18号  
令和7年3月14日

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 宮崎市江平東町6番地13  
氏 名 株式会社 山崎紙源センター  
代表取締役 山崎 孝一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第2項の許可を受けた者であることを証する。

都城市長 池田 宜永



許可番号 第 27 号

|                                                                                                                                               |           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 許可の年月日                                                                                                                                        | 令和7年4月1日  |
| 許可の有効期限                                                                                                                                       | 令和9年3月31日 |
| 取り扱う一般廃棄物の種類                                                                                                                                  | 事業系一般廃棄物  |
| 許可の条件<br>1 運搬作業については、一般廃棄物が飛散、流出及び悪臭を発散することのないよう留意すること。<br>2 資源化につとめること。<br>3 都城市の一般廃棄物と他市町村の一般廃棄物及び産業廃棄物を混載しないこと。<br>4 産業廃棄物を市の処理施設へ搬入しないこと。 |           |

（教示）

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、都城市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分の日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、都城市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において都城市を代表する者は、都城市長です。

ただし、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。